

## 編集後記

昨年 11 月に韓国の檀国大学・知識財産教育センターで、本誌拙稿「イノベーションと創造する人材」についてお話しする機会がありました。韓国の様々な大学の先生方が参加され、講演後のパネルディスカッションと質疑応答は熱狂的な雰囲気でした。

「まさに、サムスンとアップルの違いである。サムスンは『スピード』と『コスト』ばかりを追いかけていて『世界観』や『ストーリー』がない。本日の話の内容を、韓国は真剣に考えるべきだ！」

こうした会場の発言からパネルディスカッションが始まりました。会場の皆さんはイノベーションや知的財産の専門家であり「スティーブ・ジョブスのような人材を輩出したい」……そうした想いはすでに強くお持ちで、「最近の急速な変化に対応するためには、教育がまず対応する必要があるという想いで試行錯誤していたところだ」といった声もありました。パネラーの慶尚大学法学科教授は「私の授業で、提示された状況に対して必要な様々な『質問』を探すような課題を出したことがある。この授業について学生の反応や授業の質は満足のいくものであったが、決定的な問題があった。評価方式の問題である。評価者の信頼性が強く問われている韓国では、現行の相対評価に依存する評価システムでは、本日の話のような『創造する人材』の教育に大きな障害があると考えられる。しかし、試行錯誤の経験を共有しながら、必ず解決しなければならない課題である。それが教育機関の存在理由である。」と指摘し、会場との議論を深めておられました。

日本の「知的財産戦略ビジョン」と、そうしたビジョンを提起できる日本の体制や姿勢に対しては、会場から賞賛の声をいただきました。もちろん、知財教育の分野で韓国が遅れているわけで

はありません。漢陽大学法学専門大学院教授・尹宣熙先生が本誌に寄稿してくださったとおり、韓国は「発明教育の活性化及び支援に関する法律（略称：発明教育法）」を 2017 年 9 月に施行しています。すでに普通科高校の授業科目として知的財産の導入が進んでおり、（噂では）大学入試の選択科目としての導入も検討されているようです。また、中国も 2008 年の国家知的財産戦略大綱で小中学校での知財教育を打ち出した後、2013 年には共産党宣伝部が知財教育の強化を発表し、現在は、国家知的財産権局が 20 の省で 1,000 校以上のモデル校を展開している状況にあります。

「あなたが名前をつける本」は、日本で約 20 年前に知的財産教育用副読本として特許庁が企画・制作したものです。当時も世には様々な科学や工作を体験させる教材がありましたから、そこに新たに投入した“名前がない本”というタイトルに込めた当時の委員の皆さまや担当者の思いには、ファイマンの父親の思いに通じるものがあつたはずと想像します。

ところで、共感に関して茂木健一郎氏は「友人と成績を競い合うというパラダイムの中で教育された生徒が、他者との関わりの中で新しいものを生み出すという『共創』の回路に興味を持つはずがない。」（『脳と創造性——「この私」というクオリアへ——』（PHP 研究所、2005）108 頁）と指摘し、「個人の独創性の神話に依拠した知的財産権の保護が、運用次第では創造的プロセス自体を殺しかねない」（同 22 頁）ともしています。

オープンマインドで知を共有・共感し、そこからの創造を自他ともに尊重する意識を持ち、そうした尊重の意識を源として自らの個性を一層発揮する意欲へとつなげていく……そうした知的財産制度の姿を子どもたちに伝えていきたいと考えます。（eno）

特許研究 PATENT STUDIES No. 67 (March 2019) ©

平成 31 年 3 月 29 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室  
〒105-6008



東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー 8 階

電話：03-3581-5092 FAX：03-5843-7693

HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所 株式会社 まこと印刷

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。